

製造業外国従業員受入事業に関する告示

第1 目的

本告示は、経済産業省の所掌に係る製造事業者（以下「製造事業者」という。）が製造業外国従業員受入事業を行うに当たって必要な事項を定めるものである。

第2 用語

この告示において使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「製造業外国従業員受入事業」とは、製造事業者が、当該事業者の外国にある事業所の職員への特定の専門技術の移転等を実施するための計画（以下「製造特定活動計画」という。）を作成し、第4の3に規定する認定を受けて、その計画に基づいて当該職員を本邦にある事業所に期間を定めて転勤させて製造特定活動に従事させ、特定の専門技術の移転等を実施する事業をいう。
- 2 「特定外国従業員」とは、製造業外国従業員受入事業において、製造特定活動計画に基づいて製造特定活動に従事する者をいう。
- 3 「特定外国従業員受入企業」とは、製造業外国従業員受入事業を実施する製造事業者をいう。
- 4 「製造特定活動」とは、特定外国従業員が特定外国従業員受入企業との雇用契約に基づいて行う、入管法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

第3 製造業外国従業員受入事業の趣旨

製造業外国従業員受入事業は、我が国製造業の海外展開が加速している状況を踏まえ、本邦にある事業所を人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点として研究開発や設備投資を強化し、そこで確立された生産技術等を当該事業者の外国にある事業所に普及させることで、国内生産拠点と海外生産拠点の役割分担を図り、もって我が国製造業の国際競争力を強化するとともに、国内製造業の空洞化を押しとどめることを目的とする。

特定外国従業員受入企業は、製造業外国従業員受入事業の実施により、その生産拠点を海外展開するに当たって、当該事業者の外国にある事業所の職員であって新製品の製造や新技術の導入等に関して中心的な役割を果たすことが見込まれる職員を、人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点での生産活動に従事（併せて関連する管理、開発等一定水準以上の技術又は知識を要する業務に従事する場合を含む。）させることを通じ、幅広い知識やノウハウを要する特定の専門技術を円滑に移転することが可能となる。

なお、製造業外国従業員受入事業の実施によって、国内生産拠点が海外に移転し空洞化が助長されるようなものは、本邦にある事業所における従業員の雇用が圧迫されるため適当ではない。

第4 製造特定活動計画の認定の申請

- 1 特定外国従業員受入企業になろうとする者は、製造特定活動計画を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 製造特定活動計画には、様式第1号により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定外国従業員受入企業になろうとする者に関する事項
 - (2) 製造業外国従業員受入事業に関する事項
 - ①特定外国従業員受入企業になろうとする者が行う事業の全体像における当該企業の海外生産拠点の経営戦略上の位置付け及び当該海外生産拠点で実施する事業の内容
 - ②当該海外生産拠点と製造業外国従業員受入事業との関係
 - ③その他、当該海外生産拠点に関する内容が、第3に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致すると判断するために必要と認められる事項
 - (3) 特定外国従業員になろうとする者に関する事項
 - ①氏名
 - ②特定外国従業員になろうとする者が勤務する、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所に関する事項
 - ③製造特定活動に従事しようとする場所及び期間
 - ④特定の専門技術の移転の必要性、特定の専門技術の内容及び従事させる業務の内容（特定外国従業員が外国にある事業所で従事していた職務及び製造特定活動終了後に予定されている業務の内容を含む。）
 - ⑤特定外国従業員になろうとする者への報酬予定額
 - ⑥特定外国従業員になろうとする者の②に規定する事業所における勤務年数（企業買収が行われた場合は企業買収前からの勤務年数）
 - (4) 製造業外国従業員受入事業の適正な実施に関する事項
 - ①特定外国従業員になろうとする者の適正な監理を実施するための体制等に関する事項
 - ②特定外国従業員になろうとする者の就労状況の確認に関する事項
 - ③在留中の住居の確保に関する事項
 - ④生活指導員の任命に関する事項
 - ⑤報酬を担保する財産的基盤に関する事項
 - ⑥特定外国従業員になろうとする者との面談及び当該者からの生活、労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）に関する事項
 - ⑦特定外国従業員になろうとする者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項
 - ⑧就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項
 - ⑨特定外国従業員になろうとする者との意思の疎通の方法及び適切な配慮に関する事項
 - ⑩特定外国従業員になろうとする者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の製造特定活動に関連して、特定外国従業員受入企業になろうとする者の外国にある事業所又は他のいかなる機関からも保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないことに関する事項
 - ⑪特定外国従業員になろうとする者が、製造特定活動終了（帰国）後1年以内に、特定外国従業員受入企業になろうとする者又はその外国にある事業所において、特段の事情があると認められる場合を除き解雇されないことに関する事項
 - ⑫第6の1に規定する経済産業大臣の監査、第6の3に規定する経済産業大臣による報告の要求及び必要な措置、第6の4に規定する経済産業大臣による必要な指示に対する適切な対応に関する事項
- 3 経済産業大臣は、1の認定の申請があった場合において、その製造特定活動計画が次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 特定外国従業員受入企業になろうとする者が次のいずれにも該当するものであること。
- ①過去5年間に労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
 - ②労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
 - ③労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置が講じられていること。
 - ④過去5年間に別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行ったことがないこと。
 - ⑤特定外国従業員に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去3年間に非自発的に離職させていないこと。
 - ⑥第7の規定により製造特定活動計画の認定を取り消された場合、当該取消の日から起算して5年を経過していること。
 - ⑦過去5年間に認定を受けた製造特定活動計画に反する重大な事実が生じていないこと。
- (2) 製造業外国従業員受入事業に関する内容が、第3に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致していること。
- (3) 特定外国従業員になろうとする者に関する事項が次に掲げる要件を満たすものであること。
- ①特定の専門技術の移転の必要性や当該技術の内容等が、第3に規定する製造業外国従業員受入事業の趣旨に合致していること。
 - ②2(3)③の期間が1年を超えないこと。
 - ③2(3)⑤の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。
 - ④2(3)⑥の期間が1年以上であること。
- (4) 2(4)の内容が、計画の期間全体を通じて事業を円滑かつ確実に実施させるために適切と認められるものであり、かつ、特定外国従業員になろうとする者の地位や利益が不当に害されるおそれがないこと。
- 4 特定外国従業員受入企業は、製造特定活動計画の内容を変更しようとするときは、様式第2号により経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。
- 5 特定外国従業員受入企業は、4のただし書に定める計画の軽微な変更をしたときは、様式第3号により遅滞なくその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 6 3の規定は、4の認定について準用する。

第5 製造業外国従業員受入事業の実施状況等の把握、確認及び報告等

- 1 特定外国従業員受入企業は、少なくとも3月に1回、次に掲げる事項について自ら確認し、その結果を様式第4号により経済産業大臣及び当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局に報告するものとする。
- (1) 製造業外国従業員受入事業の実施状況に関すること。
 - (2) 適正な労働条件の確保に関すること。
 - (3) 特定外国従業員の安全及び健康の確保に関すること。
 - (4) 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入等に関すること。
 - (5) その他経済産業大臣が必要と認めること。

- 2 特定外国従業員受入企業は、1の確認を実施したときは、その結果に基づいて、第4の3に規定する認定を受けた製造特定活動計画（第4の4の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「製造特定活動計画」については、同様に第4の4の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。）に即した製造業外国従業員受入事業が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 特定外国従業員受入企業は、別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為が疑われる場合、直ちに自ら確認を行い、当該不正行為の事実が判明したときは、直ちに様式第5号により経済産業大臣及び当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局にその結果を報告するものとする。
- 4 特定外国従業員受入企業は、1又は3の確認を行うに当たっては、特定外国従業員と面接を行い、製造特定活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。
- 5 特定外国従業員受入企業は、次に掲げる場合には、速やかにそれぞれの様式により経済産業大臣及び当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局に報告するものとする。
 - (1) 特定外国従業員が製造特定活動を終了し、帰国した場合（様式第6号）
 - (2) 第4の3に規定する認定を受けた製造特定活動計画に即した製造特定活動が実施されていないことが判明した場合（様式第7号）
 - (3) 製造特定活動の継続が不可能となった場合（様式第8号）
 - (4) 特定外国従業員受入企業が第4の3（1）に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合（様式第9号）
- 6 特定外国従業員受入企業は、次に掲げる場合には、速やかに様式第10号により当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局に報告するものとする。
 - (1) 第4の3又は第4の4の規定による認定を受けた場合
 - (2) 第7の規定により、製造特定活動計画の認定を取り消された場合
- 7 特定外国従業員受入企業は、様式第11号により製造特定活動の終了から1年後の特定外国従業員の雇用の状況等を経済産業大臣に報告するものとする。
- 8 特定外国従業員受入企業は、当該者が実施する製造業外国従業員受入事業の状況について、必要に応じ、当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び厚生労働省担当部局に報告するものとする。また、地方出入国在留管理局又は厚生労働省担当部局からの求めに応じて、製造業外国従業員受入事業の状況について報告するものとする。
- 9 特定外国従業員受入企業は、特定外国従業員の受入れに関する文書、名簿及び就労日誌を作成し、備え付け、製造特定活動終了後5年間保存するものとする。
- 10 特定外国従業員受入企業は、地方出入国在留管理局その他監督官庁の求めに応じて調査等に協力するものとする。

第6 監査及び指示

- 1 経済産業大臣は、製造業外国従業員受入事業の適切な実施に必要と認めるときは、特定外国従業員受入企業に対し自ら監査を行うことができる。
- 2 特定外国従業員受入企業は、1の監査が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- 3 経済産業大臣は、第5に規定する報告等又は1の監査において、製造特定活動に関する是正が必要と認めるときは、当該是正を必要とする事項について特定外国従業員受入企業に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

4 経済産業大臣は、すべての特定外国従業員受入企業に対して、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる。

第7 認定の取消し

1 経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合には、第4の3に規定する製造特定活動計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 特定外国従業員受入企業が第4の3(1)に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合
 - (2) 製造特定活動計画が第4の3(2)から(4)に掲げる要件のいずれかに適合しないものとなったと認める場合
 - (3) 特定外国従業員受入企業が不正の手段により第4の3又は4の認定を受けたことが判明した場合
 - (4) 第6の3の措置を講じたにもかかわらず特定外国従業員受入企業において必要な改善が認められない場合
 - (5) 特定外国従業員受入企業が第6の4の指示に従わない場合
 - (6) 特定外国従業員受入企業が別表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行ったと認められる場合
- 2 1の規定にかかわらず、経済産業大臣は、特定外国従業員受入企業が製造特定活動計画を実施することが適当でないとしたときは、製造特定活動計画の認定を取り消すことができる。
- 3 経済産業大臣は、1及び2の認定の取消しを行うに際し必要と認めるときは、関係行政機関に意見を求めることができる。
- 4 1及び2の規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、経済産業大臣は、情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて特定外国従業員の受入れの停止の指示を行うことができる。

附 則

第1 施行期日

この告示は、平成28年3月15日から施行する。

第2 見直し

経済産業大臣は、この告示の施行後5年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、製造業外国従業員受入事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

第1 施行期日

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表

製造特定活動に係る不正行為	
1	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為
2	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の旅券又は在留カードを取り上げる行為
3	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員に支給する手当並びに報酬の一部又は全部を支払わない行為
4	1 から 3 までに掲げるもののほか、特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の人権を著しく侵害する行為
5	特定外国従業員受入企業において、この表に掲げる製造特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為
6	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員又はこれと密接な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（3 及び 4 に該当する行為を除く。）
7	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の製造特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について特定外国従業員との間で入管法第 6 条第 2 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項又は第 21 条第 2 項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（5 に該当する行為を除く。）
8	特定外国従業員受入企業において、入管法第 6 条第 2 項、第 7 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項又は第 21 条第 2 項の申請内容と異なる他の機関に製造特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、特定外国従業員が製造特定活動に従事する行為（5 に該当する行為を除く。）
9	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定外国従業員受入企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）
10	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員に入管法第 24 条第 3 号の 4 イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること
11	特定外国従業員受入企業において、製造特定活動に関し労働基準法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の規定に違反する行為（1、3 及び 4 に該当する行為を除く。）
12	特定外国従業員受入企業において、製造特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の経済産業大臣、当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局への報告を怠る行為
13	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員との面談及び当該者からの生活、労働等に係る相談への対応を怠る行為
14	特定外国従業員受入企業において、第 5 の 1 又は 3 の確認を行わず、若しくは報告を怠る行為
15	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員の受入れに関する文書、名簿及び就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為
16	特定外国従業員受入企業において、特定外国従業員が製造特定活動を終了して帰国した場合の経済産業大臣、当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局への報告を怠る行為
17	特定外国従業員受入企業が、この表に掲げる製造特定活動に係る不正行為を行った場合に、直ちに、経済産業大臣、当該特定外国従業員受入企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局に報告することを怠る行為